

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

第4回可視化実践経験交流会報告

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 清水 伸賢

1. 経験交流会の概要

平成30年6月23日、札幌駅近くのアスティ45の16階で、第4回可視化実践経験交流会が開催されました。この経験交流会は、日弁連取調べの可視化本部が主催して、定期的に全国の各地域で開催しているもので、今回は北海道弁護士会連合会と札幌弁護士会との共催で行われました。

2. 問題提起・講演

まず大阪の秋田真志会員から、「“ホントに黙秘でいいの？”—なぜ『可視化して黙秘』なのか」と題し、問題提起がありました。

同問題提起では、可視化したうえで黙秘することの重要性を述べ、黙秘が不利になる、あるいは黙秘することは無理だとの考え方は正しくないことを確認しました。そして原則としてまず黙秘を考えるものとし、本当に解除すべきと考えられる場合に、適切に解除すべきだとの意見を表明しました。

その後立命館大学の仲真紀子教授が『「可視化」の意義と課題—司法面接の録音録画も踏まえて—』と題して講演を行いました。

同講演では、司法面接の概要、及び現在日本で行われている司法面接（と称する手法）の内容と課題、及び情報収集としての可視化の課題などを述べられました。

3. 事例報告

その後、札幌弁護士会、釧路弁護士会、及び函館弁護士会の各会員による、事案の報告がありました。

それぞれ興味深い事例であり、弁護実践にも役立つ面が多々ありました。紙面の関係で全てを記載するこ

とができないため、簡単に紹介すると主に以下のような事例報告でした。

- ① 警察官に今日は調書を作成しないと言われ、被疑者が雑談と思って話をした取調べの録画について、実質証拠として利用される危険性を考慮し、捜査段階で抗議を行った事例。
- ② 録画をさせた上で黙秘することができた事例。
- ③ 黙秘によって捜査機関の手持ち証拠や方針等が推測でき、最終的に軽い公訴事実となり、量刑も軽くなった事例。
- ④ 被疑者の落ち着いた取調べの録画DVDと、逮捕直後の精神安定剤の影響で荒れているDVDを公判廷で再生したことにより、本人の精神状態を裁判員に伝えて執行猶予を得た事例。
- ⑤ 被害者の捜査段階のDVDを実質証拠としては採用されなかったが、弾劾証拠として公判廷で再生した事例。
- ⑥ 検察官調書の任意性・信用性を争って取調べDVDを公判で再生し、信用性が否定されて正当防衛が認められた事例などです。

これらの事例は、必ずしも判決の結果が良かったものばかりではありませんが、いずれの事例も取調べの可視化時代にどのように対応すべきかのヒントとなるものでした。

4. 特別報告

報告があった事例のうち一つを題材として、被疑者が黙秘を貫徹できるように行うべき接見におけるアドバイスについて、札幌弁護士会の川上有会員らがそれぞれ弁護人、被疑者、検察官役としてロールプレイを

した映像が放映されました。

同映像は、黙秘の重要性、黙秘をした場合に予想される捜査機関の対応、黙秘をした上で、取調官の対応を正確に被疑者ノートに記載すべきことなどの具体的アドバイスをまとめたものでした。その後、川上会員から改めて黙秘貫徹のための留意点として、「黙秘する(=人と向き合って何も話さない)」ということが被疑者にとってどれだけ大変なことかということを弁護人が自覚すること、接見では黙秘の重要性、不合理な供述調書が作成される危険性、黙秘した場合に捜査機関の対応がどう変わるかを丁寧に説明すべきこと、とはいえあまり強く言いすぎると被疑者が不安に思うこともあり、模擬取調べなどをしてわかりやすく理解してもらい、黙秘していくと捜査機関が逆に情報を明らかにしてくるなどのメリットもあることを伝えることなどが報告されました。

5. パネルディスカッション

最後に、大阪弁護士会の川崎拓也会員がコーディネーターとなり、同じく大阪の小坂井久会員、秋田会員、及び札幌弁護士会の吉田康紀会員、そして仲教授の4名をパネリストとして、パネルディスカッションが行われました。

警察庁の取調べ録音・録画に関する試行指針、検察庁の依命通知の確認、及び最新の統計からみた可視化の状況を確認し、その後札幌弁護士会で情報収集した

札幌地裁管轄事件における取調べの録音・録画についての現状について報告がありました。

301条の2の条文の説明の後、例外事由についての議論、黙秘が原則であること、解除すべき事例、及び適切な解除の方法についての議論がなされました。

その他、弁護実務的観点からだけでなく、仲教授から、心理学的側面からも解説がありました。

さらに、弁護人の立会の必要性についての議論や、黙秘せず(できず)DVDが利用された場合の争い方や公判における再生の方法、実質証拠としての利用についての議論もあり、さらに仲教授から、司法面接的手法の現状についての話もあり、時間を感じさせない充実した内容でした。

6. 感想

今回報告された事例や、議論の内容は、これまでに比べても充実しており、既に取調べの可視化が、全国的に当たり前の制度になりつつあることを実感しました。

今後ますます可視化件数は増えていくはずであり、それをふまえた上で、捜査、公判前整理手続、公判のそれぞれの場合における弁護実践をどうしていくべきかという点が、今後の検討課題であることが示されたと思います。

今回は平成30年12月1日に、岡山弁護士会で予定されており、より充実した経験交流会になると思われま


●REC

「ほな、まあ、それはアレやなあ。」
↑これが、ケバですww

業界20年の実績

関西テープリライト

TEL : 075-746-3885FAX : 075-746-3837

関西テープリライト検索